

貿易手続デジタル化に向けたアクションプラン 補足資料（案）

令和6年6月25日

0. はじめに

貿易手続の効率化・コスト削減や、サプライチェーンの強靱化に繋がる貿易 DX の重要性が高まりつつある中、経済産業省では、貿易 DX に貢献する貿易プラットフォーム（PF）の利用促進を目的として、令和5年度に「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」を開催した。荷主企業である大手製造業、貿易 PF 提供事業者、関係省庁（国土交通省、財務省、デジタル庁、法務省）・団体の参加のもと、貿易手続のデジタル化を進める上で課題となっている事項や解決のための方策等について、3回の会合を通じて議論を行い、令和6年3月に[中間報告書](#)を公表した。中間報告書の中では、荷主企業、貿易 PF 提供事業者、国のそれぞれの立場で貿易手続のデジタル化を進める上での現状・課題と今後の対応の方向性について記載するとともに、関係省庁が連携して貿易手続のデジタル化のために取り組むためのアクションプランを作成することとしている。

本アクションプランは、中間報告書を受けて作成したものであり、令和10年度までに貿易 PF を通じてデータの利活用ができる形でデジタル化された貿易取引の割合を10%とすることを共通目標とし、関係省庁が連携して貿易手続のデジタル化のために取り組む事項を記載したものである。

1. 電子船荷証券（eBL）の法制度の整備【法務省】

検討会において、荷主企業からも国内法制度化を望む声が大きかった電子船荷証券（eBL）の導入については、商法改正を通じた船荷証券のデジタル化に向けた取組を進めており、2022年2月に法制審議会に諮問をし、現在も議論がなされているところである（法制審議会部会の審議状況については[法務省 HP](#)より閲覧可能）。引き続き、事業者のニーズを踏まえるべく産業界へのヒアリングも行いつつ、法制審議会部会における調査・審議、法案提出に取り組んでいく。法案提出後は、改正法案の施行に向けた準備を進めつつ、関係省庁や貿易 PF とも連携して eBL 制度の周知も行う。

2. 港湾手続のデジタル化【国交省】

港湾手続において、現状デジタル化未対応の文書として、大半が紙で取り扱われている「コンテナ貨物搬入票」、検討会に参加した荷主企業からも指摘があった「危険物又は有害物事前連絡表」が挙げられる。「コンテナ貨物搬入票」のデジタル化に向けた取り組みを推進するとともに、「危険物又は有害物事前連絡表」についても、所管の港湾労災防止協会と連携し、デジタル化の検討及び必要な取り組みを行う。その他、貿易実務に携わる事業者へのヒアリング等を通じて、前述の2文書の他にデジタル化未対応の文書の有無についての調査を行う。調査で得られた結果に基づき、特定された文書について、それらをデジタル化するために必要な取り組みを行う。

紙で残る文書のデジタル化に加えて、サイバーポートの利用促進を図る上で、他の貿易 PF との連携に取り組む。港湾物流分野のデジタル化を実現するサイバーポートには備わっていない、商流・金流分野のデジタル化機能を備えた貿易 PF との連携を実現するとともに、民間事業者が提供する貿易関連の Web サービスやパッケージソフトとの連携にも取り組む。

サイバーポートの機能面においては、検討会に参加した荷主企業より、物流面での機能向上を望む声が多かった点も背景に、海外貨物輸送情報の可視化機能の実装に取り組むとともに、ユーザーニーズを踏まえた上でその他機能の改善に取り組む。

サイバーポートのユーザー拡大の観点では、セミナー等を通じた情報発信、デモやトライアルによる導入サポートを強化する。また、個別企業単位で行っている導入支援に加えて、港湾手続に携わる複数事業者を取りまとめる形で港単位でサイバーポートを活用してもらうモデルの形成に取り組み、1つの港での活用事例を全国へ水平展開する。

3. 原産地証明書のデジタル化推進【経産省】

＜特定原産地証明書＞

特定原産地証明書のデジタル化については、令和6年6月時点で、8つの協定においてPDFファイルでの原産地証明書の発給が実現している¹。加えて、日インドネシアEPAにおいては、令和5年6月からデータ交換（eCO）による運用が開始されており、今後は日インドネシア間でのeCOの定着化に取り組む。また、他のEPAへのeCOの拡大を図るべく、「総合的なTPP大綱等関連政策大綱」フォローアップに基づき、日タイEPA及びAJCEP（日ASEAN包括的経済連携協定）についてeCO導入に向けた実務的な協議を進める。その他の協定については、産業界の要望をヒアリングするとともに、特定原産地証明書の発給申請にあたって、他の貿易文書（インボイス等）で用いられているデータ項目を連携させることによる業務効率化等のメリットを検証し、ヒアリングと検証結果を踏まえ、さらに他の協定へのeCOの拡大可能性を検討する。

令和5年度に経済産業省の補助金事業を通じて、経済連携協定活用PFである「JAFTAS」と、第一種特定原産地証明書発給システムのシステム間接続が実現した。今後、その他の貿易PFと同発給システムとの連携も推進する。

＜非特惠原産地証明書＞

非特惠原産地証明書については、日本国内の一部の商工会議所においてオンライン（PDF）発給対応が進んでいる状況である。今後、輸出先国における非特惠原産地証明書の取り扱いについて調査を行うとともに、産業界の要望をヒアリングする。その上で、国内商工会議所における非特惠原産地証明書のオンライン発給の拡大を進めるとともに、輸出先国においてデジタル化対応に向けた働きかけの検討と協議を行う。

また、特定原産地証明書と同様に、商工会議所のオンライン発給システムと、貿易PFとのシステム連携を推進する。

4. デジタル化未対応の貿易文書・手続のデジタル化推進【経産省及び関係省庁】

これまでに挙げた項目以外にも、日本国内及び貿易相手国の貿易手続において、法制度上及び商慣習上、未だに紙でのみ有効な文書や受理可能な手続が一部残っている状況である。

これらの具体的な文書を特定するべく、貿易実務に携わる事業者へのヒアリング等を通じて調査を行う。国内については、事業者間において書面（FAXを含む。）でやりとりがされている貿易文書及び輸出入に関わる一連の行政機関への手続において書面での提出を求められる文書につい

¹ 日インド、日オーストラリア、日タイ、日チリ、日ベトナム、日マレーシア、AJCEP（ベトナム・マレーシア向け）、RCEPの8協定

ての調査を行う。貿易相手国については、まずは日本の総貿易取引額の約 15%を占める ASEAN10ヶ国を対象に、現地の通関時等に書面での提出を求められる文書についての調査を行う。

調査で得られた結果に基づき、特定された文書について、それらをデジタル化するために必要な取り組みを行う。ASEAN については、法制度や貿易 PF の整備状況等、各国の個別事情に鑑み、ERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）を通じて、貿易手続のデジタル化に必要となる政策提言を順次行い、各国での実現を促す。

また、G20 や APEC 等の国際会議の場を通じて、貿易手続デジタル化の重要性について発信するとともに、RCEP、IPEF、WTO 等の国際的枠組みや協定も活用し、加盟国に対して貿易手続デジタル化の推進を働きかけていく。

5. 貿易 PF の導入支援・促進【経産省・総務省】

貿易 PF のユーザー拡大は貿易手続のデジタル化を進める上での喫緊の課題である。加えて、昨今国内外で様々な貿易 PF サービスが立ち上がっていることから、検討会に参加した荷主企業からは貿易 PF 同士の連携を望む声も示された。貿易 PF ユーザーの拡大と貿易 PF 間の連携を加速させるべく、令和 5 年度に引き続いて補助金事業を通じて荷主企業・フォワーダーによる貿易 PF の実証利用や、社内システムと貿易 PF のシステム連携、また国内外の貿易 PF 間のシステム連携にかかる費用の補助を行う。さらに、貿易 PF が整備されていない国に対しては、日本の貿易 PF サービスの展開支援も行う。

また、サプライチェーン全体の強靱化のためには、貿易データのみならず、開発、調達、製造、在庫管理から販売に至るまでの、国内取引や国内物流も含めた、サプライチェーンの川上から川下までの産業データ連携が求められている。サプライチェーン全体のデジタル化を視野に入れ「ウラノス・エコシステム²」との連携を検討しつつ、貿易データを扱う貿易 PF と、各業界の受発注データ等を扱う PF との連携も支援していく。

6. 貿易 PF 活用によるインセンティブプランの検討【経産省及び関係省庁】

貿易 PF の利用推進にあたっては、貿易 PF ユーザーに対してインセンティブ（例えば、輸出入に関わる一連の行政機関への手続の効率化を図る等）を提供することで、貿易 PF の普及が進むことが期待される。インセンティブプランを検討する上で、まずは貿易 PF を認定する制度整備が必要となると考えられる。そのため、産業データの連携基盤の担い手を国が認定する制度である

「公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度」の活用も見据えつつ、貿易 PF 認定制度について検討・具体化を行う。その上で、認定された貿易 PF のユーザーに対して提供するインセンティブプランを具体的に検討し、運用・効果検証を行う。

また、貿易手続のデジタル化に取り組む先進的な企業に対し、貿易 PF 利用企業に対する表彰制度の導入についてのニーズ調査を行った上で検討し、検討結果に応じて制度を具体化、運用を行う。

² 信頼性が確保された自由なデータ流通（DFFT）による企業・産業競争力強化を目指し、企業や業界、産業、国境を横断したデータ・システム・ビジネス連携を具体的に推進するための取組の総称
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/ouranos.html

7. 貿易 PF と貿易関連行政システムとの接続促進【経産省及び関係省庁】

貿易 PF と貿易関連行政システムが接続すれば、荷主企業は社内システムを貿易 PF 経由で貿易関連行政システムと接続できるようになるため、その実現が期待されている。一部の貿易 PF と貿易関連行政システムとの間では、MOU 締結等を通じてシステム接続について議論されているが、それ以外の貿易 PF に対してもヒアリング等を通じてニーズを把握した上で、貿易 PF と貿易関連行政システムとの接続の具体化に向けた検討を行う。

8. NACCS 機能の周知（第 7 次 NACCS による機能追加を含む）【財務省及び関係省庁】

2025 年 10 月に更改する第 7 次 NACCS では、関税等の納期限延長にかかるリアルタイム口座対応、WebNACCS 対象業務の拡大、外為法関連業務の Web 化をはじめとした、貿易文書等のデジタル化にかかる機能追加を予定しており、現行機能とともに、その機能の周知を図る。

9. 貿易 PF を通じた貿易相手国とのデータ連携事例の創出【経産省】

貿易 PF の利用普及を図る上では、貿易相手国との間において貿易 PF を通じて一気通貫で貿易データを連携し、紙を一切使用せずに貿易取引を完了できる事例を実際に創出することが重要である。まずは、インドネシアやタイ等 ASEAN 諸国との間での貿易データ連携の事例創出に取り組む。そこで実現できた貿易データ連携事例をもとに、南西アジア、アフリカ、中南米諸国との間での事例創出も検討し、他国・他地域への横展開へと繋げていく。

10. フォワーダー事業者の貿易 PF 参画支援・促進【経産省・国交省】

これまでの検討会は、荷主企業のみを対象に開催したものであった。貿易 PF の利用効果を高めるためには、荷主とフォワーダーが共通の貿易 PF 又は相互に連携した貿易 PF を通じて貿易手続のデジタル化を図っていく必要があるが、貿易 PF の導入に伴って享受できる効果と導入に際して生じるコストの帰属が必ずしも一致しない。そのため、今後、フォワーダー事業者を対象とした貿易 PF 活用に向けた意見交換会を実施し、貿易 PF の導入が荷主とフォワーダー両者に裨益するための施策に繋げていく。

11. 国際標準に準拠した貿易データ連携【経産省】

国内外で様々な貿易 PF サービスが立ち上がっている中、貿易 PF 間の相互運用性確保を促進するべく、データの標準化にかかる対応を求める声が検討会に参加した荷主企業から寄せられた。国際標準に準拠した貿易データ連携を推進すべく、令和 5 年度に引き続いて、国連 CEFAC に対して、日本企業が実務上使用しているデータ項目を国際標準に追加する働きかけを行う。その上で、「ウラノス・エコシステム」との連携を検討しつつ、改定された国際標準を日本企業が実装するためのガイドラインを作成するとともに、具体的な実装支援を行っていく。さらに、改定された国際標準についても、引き続き定期的な見直しと改定を継続する。

また、今後新たな分野（GHG や人権等）でのサプライチェーン全体でのデータの提供や蓄積が求められる可能性がある。それらのデータ連携をスムーズに行うための国際標準の整備についても、検討を行っていく。

1 2. セキュリティ対策に関する検討【経産省】

貿易 PF の利活用が進みユーザーが拡大すればするほど、ユーザー企業の貿易取引に関する膨大なデータが貿易 PF に蓄積されることになり、貿易 PF 提供事業者にはデータ漏洩を防ぐため一層のセキュリティ対策が求められる。また、貿易 PF を利用するユーザー企業側でも、社内の基幹システムと貿易プラットフォームを接続し、複数のシステム間で貿易データを共有するような場合には、貿易 PF 提供事業者と同様に、社内のサイバーセキュリティ対策を強化する必要がある。貿易 PF 提供事業者、ユーザー企業双方に対し、「[サイバーセキュリティ経営ガイドライン](#)」を周知することで、両社のセキュリティ対策及びガバナンスの向上を図る。加えて、貿易手続のデジタル化に初めて取り組むような中小企業に対しては、大企業と比較してセキュリティ対策にリソースを割くことが困難であろうことを考慮し、「[Security Action](#) 自己宣言」も併せて周知し、対策を促していく。

1 3. 終わりに

今後は、冒頭の目標達成に向けて、本アクションプランに基づき、各省庁がそれぞれ対応すべき事項に取り組んでいく。その上で、「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」のフォローアップ会議を定期的開催し、荷主企業、貿易 PF 提供事業者の取組状況も含め、ピアレビュー形式で進捗を確認する。各社・関係省庁等の取組状況や、貿易相手国の動向・デジタル技術の進歩など外部環境の変化も踏まえつつ、アクションプランについては、進捗状況に応じて柔軟な見直しを行う。必要に応じて、同検討会の参加者以外の企業・関係省庁の参加も促しながら、官民が引き続き連携して貿易手続のデジタル化推進に取り組んでいく。

以上